

計量器の定期検査について

私達は、日常生活の中で計量器の数値（質量、体積、長さ等）を基に料金を支払っていることがあります。

計量法（平成4年法律第51号）では特定計量器を「取引又は証明に使用され、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係わる基準を定める必要があるもの」と定義しており、定期的に検査を受けることが定められています。

取引・証明に使用される質量計の「非自動はかり」は、この特定計量器に含まれ検定・定期検査の対象となります。

計量器は、使用することによって精度の劣化が起こります。そこでそれを防止するためには正しく使用することは勿論ですが、法律で定められた定期検査を受検することが大切です。定期検査は、性能・精度が一定水準に維持されているかどうかを検査するもので**2年に1回**となっています。

※ 定期検査の対象となる特定計量器（非自動はかり）は、次のとおりです。

- ① 目量が10mg以上あって、目盛標識の数が100以上のもの。
- ② 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、標記された感量が10mg以上のもの
- ③ 表す質量が10mg以上の分銅
- ④ 定量おもり及び定量増おもり

※ 取引・証明に使用できる計量器は、下のような検定証印・基準適合証印が刻印されているものですので注意して下さい。



検定証印



基準適合証印

お問い合わせ先

熊本市東区水源2丁目1-4

熊本市計量検査所

TEL 369-0610



家庭用計量器

※ このマークが付いている計量器は取引・証明には使用できません。注意して下さい。

令和6年度定期検査予定表【小学校区】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
一新小学校区	富合小学校区	花園小学校区	西里小学校区	武藏小学校区	(旧)松尾北小学校区	中島小学校区
城西小学校区	杉上小学校区	池田小学校区	川上小学校区	榆木小学校区	(旧)松尾東小学校区	小島小学校区
慶徳小学校区	隈庄小学校区	壺川小学校区	北部東小学校区	楠小学校区	(旧)松尾西小学校区	池ノ上小学校区
五福小学校区	豊田小学校区	高平台小学校区	錢塘小学校区	龍田小学校区	白浜分校	高橋小学校区
城東小学校区		春日小学校区	奥古閑小学校区	弓削小学校区	河内小学校区	城山小学校区
		白坪小学校区	川口小学校区	龍田西小学校区	芳野小学校区	大型ばかり
		古町小学校区	中緑小学校区	黒髪小学校区		
			飽田東小学校区	碩台小学校区		
			飽田南小学校区			
			飽田西小学校区			
			清水小学校区			
			城北小学校区			
			麻生田小学校区			

計量法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの(以下「物象の状態の量」という。)を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

一 長さ、質量、時間、電流、温度、物質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エントロピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気のコンダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率

二 織度、比重その他の政令で定めるもの

2 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

3 車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であつて政令で定めるものは、この法律の適用に関しては、証明とみなす。

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

5 この法律において計量器の製造には、経済産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。

6 この法律において「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であつて、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差

の測定に用いるものをいう。

7 この法律において「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物象の状態の量と第百三十四条第一項の規定による指定に係る計量器又は同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいう。

8 この法律において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と第百三十四条第一項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、改めることをいう。

(平一一法一六〇・一部改正)

第十条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。

2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区(以下「特定市町村」という。)の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、第十五条第一項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(使用の制限)

第十六条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第百五十一条第一項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という。)が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第

一項(第一百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

2 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器(電気の取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であって、政令で定めるものをいう。以下同じ。)及びこれとともに使用する変成器について行う検査(以下「変成器付電気計器検査」という。)を受け、これに合格したものとして第七十四条第二項又は第三項の合番号(以下この項において単に「合番号」という。)が付されている電気計器をその合番号と同一の合番号が付されている変成器とともに使用する場合を除くほか、電気計器を変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

3 車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であって政令で定めるもの(以下「車両等装置用計量器」という。)は、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装置した状態における検査(以下「装置検査」という。)を受け、これに合格したものとして第七十五条第二項の装置検査証印(有効期間を経過していないものに限る。)が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

(平一一法一六〇・一部改正)

(定期検査)

第十九条 特定計量器(第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。)のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適當であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所(事業所がない者にあっては、住所。以下この節において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長)が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

- 一 第百七条の登録を受けた者が計量上の証明(以下「計量証明」という。)に使用する特定計量器
- 二 第百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器(前号に掲げるものを除く。)

三 第二十四条第一項の定期検査済証印、検定証印等又は第百十九条第一項の計量証明検査済証印であつて、第二十一条第二項の規定により公示された定期検査の実施の期日(以下「実施期日」という。)において、これらに表示された年月(検定証印等に表示された年月にあっては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限る。)の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器(前二号に掲げるものを除く。)

- 2 第百二十七条第一項の指定を受けた者は、第二十一条第一項の政令で定める期間に一回、第百二十八条第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する前項の政令で定める特定計量器(前項第一号に掲げるものを除く。)が第二十三条第一項各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法により検査させなければならない。

(平一一法一六〇・一部改正)

(定期検査の実施時期等)

第二十一条 定期検査は、一年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に一回、区域ごとに行う。

- 2 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに前条第一項の規定により指定定期検査機関にこれを行わせる場合にあっては、その指定定期検査機関の名称をその期日の一月前までに公示するものとする。
- 3 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器の定期検査は、その届出があった日から一月を超えない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所で行う。

(検定証印)

第七十二条 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。

- 2 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。
- 3 第十九条第一項又は第百十六条第一項の政令で定める特定計量器の検定証印には、その検定を行った年月を表示するものとする。

- 4 檢定に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。
- 5 檢定を行った電気計器に第七十四条第二項又は第三項の合番号が付されているときは、その合番号を除去する。

(平一一法一六〇・一部改正)

○ 計量法 施行令

(特定計量器)

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一 タクシーメーター

二 質量計のうち、次に掲げるもの

イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの

(1) 目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの（(2) 又は(3)に掲げるものを除く。）

(2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）が十ミリグラム以上のもの

(3) 自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。）

ロ 自動はかり

ハ 表す質量が十ミリグラム以上の分銅

二 定量おもり及び定量増おもり

(定期検査の実施時期)

第十一條 法第二十二条第一項の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりにあっては二年とし、皮革面積計にあっては一年とする。

計量法 第十章 罰則

第16条関係 罰則

第一百七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十六条第一項から第三項まで、第十七条第二項、第四十九条第一項若しくは第三項、第六十八条、第九十七条第二項又は第一百六十六条第一項若しくは第二項の規定に違反した者
- 二 第六十一条第三項、第八十四条第三項又は第九十七条第一項の規定に違反して表示を付した者

第百七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百七十条又は第百七十二条から第百七十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第19条関係 罰則

第百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第十八条、第十九条第一項若しくは第二項、第四十九条第二項、第六十三条第二項、第八十五条又は第一百二十四条の規定に違反した者
- 二 第十五条第三項、第五十六条、第六十四条、第八十六条、第九十八条、第一百十一条、第一百二十三条又は第一百三十一条の規定による命令に違反した者
- 三 第二十五条第三項(第百二十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第三十三条第一項各号に適合する旨を証明書に記載した計量士
- 四 第五十条第三項又は第五十四条第三項の規定に違反して表示を付した者
- 五 第五十四条第一項の規定に違反して表示を付さなかった者
- 六 第五十五条の規定に違反して特定計量器を販売し、又は販売の目的で陳列した者
- 七 第九十五条第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかった者
- 八 第百十条の二第二項、第一百二十一条の三第二項、第一百三十六条第二項又は第一百四十四条第三項の規定に違反して標章を付した者
- 九 第百二十九条の規定に違反して検査の結果を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 十 第百三十条第二項の規定に違反して標識を掲げた者

第百七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百七十条又は第百七十二条から第百七十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。